

岩手県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成27年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 施行者の名称 宮古市

2 都市計画事業の種類及び名称 宮古都市計画下水道事業宮古公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分 昭和52年岩手県告示第990号、昭和57年岩手県告示第589号、昭和59年岩手県告示第343号、昭和61年岩手県告示第845号、平成元年岩手県告示第598号、平成7年岩手県告示第779号、平成10年岩手県告示第102号、平成12年岩手県告示第528号、平成17年岩手県告示第217号及び平成23年岩手県告示第105号の事業地に宮古市藤原二丁目及び宮町三丁目を加え、並びに新川町並びに千徳第14地割及び第15地割の各地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

4 事業施行期間 昭和52年8月9日から平成32年3月31日まで